

[事案 28-168] 特約遡及付加請求

・平成 29 年 6 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

転換によってがん治療給付金（一時金）の保障がなくなっていたことを理由に、特約の遡及付加および同給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 11 月に契約した介護保険および医療保険について、平成 24 年 7 月に転換したが、以下の理由により、転換時に遡って医療保険にがん特約を付加するとともに、同特約にもとづき甲状腺がんについてがん治療給付金を支払ってほしい。

- (1) 転換前の医療保険にはがん治療給付金の保障がある特約を付加していたが、転換後の医療保険には同保障のある特約が付加されていなかった。
- (2) 転換前後で特約の名称・内容が異なっていたところ、転換後も転換前と似た名称の特約が付加されていたため、上記保障がなくなったことを認識できなかった。
- (3) 募集人には、転換によって医療保障を低下させる意思がないことを伝えていた。
- (4) 転換にあたり、募集人からはがん特約が付加されたプランを提案されず、選択の機会がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書にもとづき、転換による保障内容の変更点を申立人に説明した。
- (2) 募集人は、申立人から医療保障を低下させる意思はないとの申し出を受けていない。
- (3) がん特約を付加しなかったのは、保険料を抑えたいという申立人の意向があったためである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん特約の遡及付加および同特約にもとづくがん治療給付金の支払いを認めることはできないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集資料を注意深く読み込めば、がん特約が付加されていないことや、がん治療給付金の保障がないことは分かるが、そこまでの読み込みを一般消費者に求めることは妥当ではない。
- (2) 募集人は、申立人のニーズの一つに、がんでの入院・手術の保障があったことは分かっていたから、転換によって保障が手薄となる部分があれば、口頭で明確に説明すべきだったが、説明していなかった。